

仕様書番号

EYAB-C000117B

吉井高圧ケーブル等補修工事

件名	吉井高圧ケーブル等補修工事						
種別	表紙				図面番号	1 / 7	
支処長	総務科長	管理班長	営繕班長	企画主任	管財係	電気主任	作成者
吉井分屯地総務科				作成年月日		R 3 . 5 . 1 8	

仕 様 書

- 1 件 名：吉井高圧ケーブル等補修工事
- 2 場 所：群馬県高崎市吉井町馬庭2529番地 陸上自衛隊吉井分屯地
- 3 適用範囲：本仕様書は、吉井高圧ケーブル等補修工事について必要な事項を定める。
- 4 概 要：調達要領指定書のとおり。
- 5 一般事項：
 - (1) 本工事は、仕様書・図面によるほか「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」その他関係法令に基づき実施すること。
 - (2) 本仕様書・設計図書に明記されていない事項といえども、技術上当然必要とする事項については契約業者の責任において実施すること。
 - (3) 工事施工に際し、現場の収まり・取り合わせの為に位置または工法を変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更は、監督官の指示に従い施工するものとする。
 - (4) 分屯地内における行動は、官側の指示による。
 - (5) 工事期間中は、危険防止・安全管理に留意すること。
 - (6) 検査合格後、施工上の欠陥によるものと思われる不具合の発生については、契約業者は一年間その責を負うものとする。
 - (7) 本工事に関する提出書類・申請等は、全て官側の示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出するものとする。
 - (8) 本工事によって生じた破損・汚染箇所は完全に修復すること。
 - (9) 写真は、着工前・作業中・完了後及び必要箇所等を撮影し監督官に提出すること。
 - (10) 本工事により発生した産業廃棄物は、「建設工事に係わる資源の再資源化等に関する法律施行規則」及び同施行令に基づき、再生業者への運搬、処分を実施し、その証明書を監督官へ提出すること。また、再利用することが妥当でないと判断された場合には、場外搬出最終処分を実施し、契約納期までにマニフェストの写しを監督官に提出すること。なお、金属類については監督官の指示する場所に集積し、発生材調書を提出すること。
 - (11) 本工事を実施するにあたり疑義が生じた場合は、その都度契約担当官や監督官と協議し、疑義の解決を得た後、その指示に従うものとする。
- 6 特記事項：
 - (1) 本工事にあたり、工事日時は監督官と協議の上、決定する。
 - (2) 本工事に必要な資格者の免状の複製（コピー）を1部提出すること。
 - (3) 本工事における必要な申請及び手続を実施すると共に、監督官に写しを提供すること。
 - (4) 更新器具類は、監督官の承認を受けてから工事を実施すること。

件 名	吉井高圧ケーブル等補修工事		
種 別	仕様書	図面番号	2 / 7

調達要領指定書

指定事項

1 撤去工事

- ア 高圧気中開閉器（制御箱及び制御線を含む） 8台
- イ 6.6kV CVTケーブル 図示
- ウ GLT70 図示
- エ 埋設標識シート 図示
- オ FEP80 図示
- カ 高圧中実碍子 4個
- キ 避雷器 3個

2 電気設備工事

- ア 高圧気中開閉器手動式PAS 7.2kV200A 7台
- イ 6.6kV EM-CET22sq 図示
- ウ GLT70 図示
- エ FEP80 図示
- オ 高圧中実碍子 4個
- カ 避雷器 3個
- キ 埋設標識シート 図示
- ク 耐圧試験 1式
- ケ 亜鉛メッキ鋼より線3種22sq 図示
- コ 巻付グリップ 2個
- サ 架空地線用腕金（引通し） 3個
- シ GWキャップ（引通し） 1個

3 産業廃棄物（マニフェストE票の写し）

- FEP管、高圧中実碍子、避雷器 1式

4 発生材

高圧気中開閉器、銅線及び金属類は官側が指定する場内の場所に集積する。

5 停電可能日時

令和3年10月30日（土）、同年10月31日（日）、及び、令和3年11月6日（土）、同年11月7日（日）の各日午前8時15分から午後17時00分までの間を火薬庫地域の停電可能日時とする。

6 その他

停電する必要のない作業日時については、平日の午前8時15分から午後17時00分の間に実施することができる。なお、詳細については官側との協議によるものとする。

	件名	吉井高圧ケーブル等補修工事		
	種別	調達要領指定書	図面番号	3 / 7